

奈良県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 橿原高取線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
3	橿原市一町三五〇番四 地先から	一五・五	四六・二	
5	橿原市一町三四八番一 地先まで	一八・五		

四 供用開始年月日

平成三十一年三月五日